

令和3年度地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況について

平成26年4月1日より消費税は5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられており、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(社会福祉・社会保険・保健衛生に関する施策)に充てるものとされています。

令和3年度芽室町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源分) 216,000千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,539,836千円

(単位:千円)

区 分	事 業 名	事 業 費	一 般 財 源	
				うち社会保障財源分
社 会 福 祉	障がい者福祉事業 (自立支援給付費 ほか) 高齢者福祉事業 (老人保護措置費 ほか) 児童福祉事業 (保育所運営、地域放課後児童対策事業 ほか) 母子福祉事業 (ひとり親家庭等医療費給付 ほか)	2,041,112	859,078	85,536
社 会 保 険	国民健康保険事業 後期高齢者医療事業 介護保険事業	702,444	569,743	56,808
保 健 衛 生	医療事業 (こども医療費給付、病院事業補助 ほか) 疾病予防対策事業 (定期予防接種 ほか) 健康増進対策事業 (がん検診、妊婦健康診査 ほか)	796,280	738,872	73,656
合 計		3,539,836	2,167,693	216,000